

市街化区域内農地《農地法第4条、第5条》転用届出提出書類

No.	提出書類	備考	4条	5条	確認
1	届出書	実印を押印し、欄外に捨印も	2通	3通	
2	印鑑証明書	3か月以内のもの (4条は届出人、5条は受人渡人双方)	1通	各1通	
3	全部事項証明(土地)	法務局の証明印があるもの(6か月以内)	1通	1通	
4	公図	法務局の証明印があるもの(6か月以内)	1通	1通	
5	位置図	都市計画図の写しなど	1通	1通	
6	案内図	住宅地図など	1通	1通	
7	配置図		1通	1通	

下記8～12について該当する場合は提出してください。

No.	提出書類	備考	4条	5条	確認
8	履歴事項全部証明書	法人の場合	1通	1通	
9	開発許可書の写	都市計画法第29条に該当の場合 (1,000㎡を超える開発のもの)	—	1通	
10	農地法第20条の許可書	賃貸借の農地の場合	1通	1通	
11	解約につき合意の成立したことを証する書面	賃貸借の農事調停等により解約されることとなっている場合	1通	1通	
12	戸籍謄本(除籍謄本)等	届出者が真正な権利者であるか土地登記簿謄本で確認できない場合	1通	1通	

**注意事項**

- ◎ 委任された者が届出をする場合には、委任状が必要です。
  - ◎ 全部事項証明(土地登記簿謄本)に記載された所有者と届出人が一致しない場合には、住民票や戸籍謄本等確認できるものを提出してください。
  - ◎ 提出される各種証明、謄本等については届出書提出日以前3か月以内に交付を受けたものとしてください。
  - ※ 受付は随時行っていますが、不足書類がある場合には受付できません。
  - ※ 届出書類は、内容を確認できる方が持参してください。
- 不明な点については、小川町農業委員会にお問い合わせください。

電話番号 0493-72-1221 内線 242